



今月のテーマ 法定相続人・法定相続分について

相続が発生した場合、遺産の分割にあたり、まず法定相続人を明確にしなければなりません。そして遺言書がない場合には、相続人間で遺産分割協議を行うこととなりますが、その際の参考となるものに法定相続分があります。皆さんもご存じとは思いますが、今回は法定相続人と法定相続分について再確認したいと思います。

(1) 法定相続人

民法で定められている法定相続人は以下のとおりになります。

順位	法定相続人	備考
—	配偶者	配偶者は常に法定相続人
第1順位	被相続人の子	子が既に死亡している場合には孫
第2順位	被相続人の父母	父母が既に死亡している場合には祖父祖母
第3順位	被相続人の兄弟姉妹	兄弟姉妹が既に死亡している場合は兄弟姉妹の子

上記表のとおり、配偶者に順位はなく、常に法定相続人となります。また、上の順位の人がある場合には、下の順位の人には法定相続人にはなれません。例えば、第1順位の被相続人の子がいる場合には、第2順位の被相続人の父母、第3順位の被相続人の兄弟姉妹は法定相続人にはなれません。

また、被相続人が亡くなる前に第1順位の被相続人の子が既に死亡している場合、その孫がいる場合には、孫が第1順位の法定相続人になりますので、第2順位の被相続人の父母、第3順位の被相続人の兄弟姉妹は法定相続人にはなれません。

(2) 法定相続分

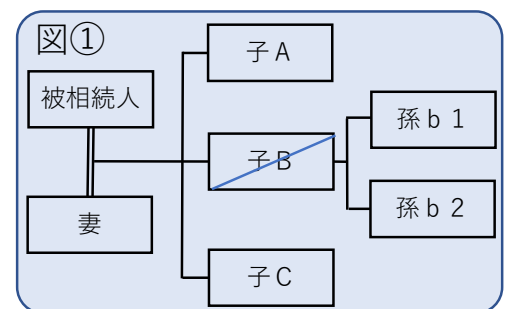
民法で定められている相続の取り分、つまり法定相続分は以下のとおりになります。

法定相続人	法定相続分
配偶者と被相続人の子	配偶者1/2、被相続人の子1/2
配偶者と被相続人の父母	配偶者2/3、被相続人の父母1/3
配偶者と被相続人の兄弟姉妹	配偶者3/4、被相続人の兄弟姉妹1/4

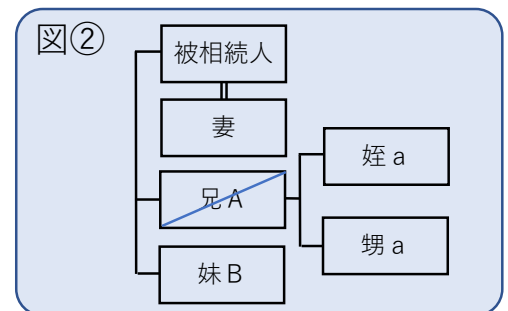
同じ順位の人がある場合には、その順位の数で等分になります。例えば、配偶者と被相続人の子が4人いる場合には、配偶者は1/2で被相続人の子はそれぞれ1/8ずつとなります。配偶者がいない場合は、配偶者の相続分を除いて同じ順位の人で等分にします。例えば、配偶者、相続人の子、被相続人の父母が3人いる場合には、それぞれ1/3ずつとなります。

(3) 具体例

右図①において被相続人が亡くなる前に子Bが既に亡くなっており、孫b1、孫b2がいる場合は、法定相続人は妻、子A、孫b1、孫b2、子Cとなります。この場合の法定相続分は妻(1/2)、子A(1/6)、孫b1(1/12)、孫b2(1/12)、子C(1/6)となります。



右図②において被相続人に子がおらず、また父母・兄Aも既に亡くなっており、姪aと甥aがいる場合には、法定相続人は、妻、姪a、甥a、妹Bになります。この場合の法定相続分は妻(3/4)、姪a(1/24)、甥a(1/24)、妹B(1/12)となります。



(4) 遺留分

遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人に対して法律上保障された最低限の相続分をいいます。被相続人が親族以外の第三者に全財産を譲るといった内容の遺言書が出てきたとしても、兄弟姉妹以外の相続人は原則として法定相続分の半分の相続財産を取得することができます。図①の場合の遺留分は妻(1/4)、子A(1/12)、孫b1(1/24)、孫b2(1/24)、子C(1/12)となります。

(5) 遺言書と法定相続分

被相続人の遺言書がある相続の場合、遺言書が最優先されるため、その内容によって遺産分割がなされます。なお、遺言書があっても遺産分割についての記述がない場合や遺言書自体が残されていない場合、法定相続分のとおり遺産を分割しなくともよく、相続人間での協議により自由に分割内容を決めることができます。